

開成町議会委員会条例の一部を改正する条例を制定することについて

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び開成町議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

令和6年3月5日提出

提出者 開成町議会議員

武井 正広

賛成者 "

牛上 慶司

賛成者 "

星野 洋一

提案理由

開成町課設置条例の一部を改正する条例の制定に伴い、常任委員会の所管を変更する必要が生じたため、開成町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定を提案します。

開成町条例第 号

開成町議会委員会条例の一部を改正する条例

開成町議会委員会条例（昭和31年開成町条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)	(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)
第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。	第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。
(1) 総務経済常任委員会 6人 ア 企画政策課、総務課、 <u>財務課、地域防災課、環境課、都市計画課、都市整備課及び産業振興課</u> の所管に属する事項 イ～オ (略)	(1) 総務経済常任委員会 6人 ア 企画政策課、総務課、 <u>防災安全課、財務課、都市計画課、街づくり推進課、産業振興課及び環境上下水道課</u> の所管に属する事項 イ～オ (略)
(2) 教育民生常任委員会 6人 ア <u>税務窓口課、福祉介護課、保健健康課及びこども課</u> の所管に属する事項 イ (略) (3) (略)	(2) 教育民生常任委員会 6人 ア <u>総合窓口課、税務課、福祉介護課及び子育て健康課</u> の所管に属する事項 イ (略) (3) (略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。